庄原市 子供の生活実態調査 報告書

2018年(平成30年)3月 広島県 庄原市

~ 目 次 ~

第1章 調金	査の概要	1
【1】調	査概要	1
【2】生	活困難の定義について	2
【3】児i	童扶養手当受給者調査について	7
【4】報 1	告書の見方	7
	答者の基本属性	
	舌困窮の状況	
	計の状況	
)食料が買えなかった経験	
)衣類が買えなかった経験	
)公共料金等の滞納経験	
)物品等の所有状況	
)現在の(主観的)暮らし向き	
)家計の収支状況	
	供の生活水準	
)所有物の状況	
) 子供への支出	
)子供の体験	
	供の食と栄養	
)朝食の摂取状況	
)栄養群の摂取状況	
	供の学び	
	校について	
)学校の種類	
) 私立選択の理由	
	校の成績	
)成績の主観的評価	
` ')得意教科	
	業の理解や学習の状況	
)授業の理解度	
)授業がわからなくなった時期	
	校生活の楽しみ	
	校外での学習・勉強の状況	
) 勉強を教えてくれる人	
, ,) 学校外での勉強時間	
) 学習塾・家庭教師の頻度	
) 自宅での教材使用状況	
) 計画的な勉強実施状況	
) 宿題への対応状況	
(7))学校規則の遵守状況	125

	【6】学習	習環境	127
	【7】将3	来の夢	132
	(1)	夢の有無と夢がない理由	132
	(2)	将来の進学希望	137
	【8】子信	共の教育	141
	(1)	子供がこれまでに通った保育・教育機関	141
	(2)	子供に受けさせたい教育レベルとその理由	144
	(3)	私立進学への保護者意向とその理由	149
	【9】学習	習関連の支援プログラムの利用意向	153
第4	▶章 子 俳	ŧの日常生活	158
	【1】家族	疾や友だち	158
	(1)	家族の接し方	158
	(2)	一番仲がよい友だち	165
	(3)	友だちとの関係	168
	【2】平日	∃の食事	175
	(1)	朝食を一緒にとる人	175
	(2)	夕食を一緒にとる人	178
	【3】平日	∃の放課後の過ごし方	181
	(1)	放課後を一緒に過ごす人	181
	(2)	平日の放課後を過ごす場所	183
	(3)	放課後児童クラブ・部活動への参加状況	199
		放課後児童クラブ・部活動に参加していない理由	
	【4】休日	∃の過ごし方	203
	(1)	休日の午後を一緒に過ごす人	203
	(2)	休日の午後を過ごす場所	205
		動の状況	
		活動の状況	
		運動の状況	
		読書の状況	
	` '	会話の状況	
	(- /	就寝時刻	
	` ′	起床時刻	
		歯磨き・入浴の頻度	
		重経験状況	
		場所関連等の支援プログラムの利用意向	
第5		ŧの健康と自己肯定感	
		共の健康状態	
		子供の主観的健康状態	
	(2)	保護者からみた子供の健康状態	261

	(3) 子供の医療受診抑制経験とその理由	263
	(4)予防接種状況と未接種の理由	268
	(5)虫歯の本数	277
	(6)身長・体重	279
	【2】自己肯定感	281
	(1) 自己肯定感	281
	(2)心の状態	298
第6	6章 子育てと各種制度・サービス	324
	【1】子育てにかかる費用	
	【2】就学援助	335
	(1) 就学援助受給状況と受給していない理由	335
	(2) 支給額と実費との差が大きい経費	340
	【3】公的年金等の支給額	342
	【4】世帯年収	350
	【5】子供とのかかわり	354
	(1) 子供とのかかわり頻度	
	(2) 子供の将来についての会話	
	【6】子供のしつけ	
	【7】子育て上の経験	
	【8】制度・サービスの利用	388
	(1) 子供関連情報の入手方法の現状と意向	
	(2)各種支援制度の利用経験	394
	(3)各種経済的支援制度の利用経験	
	【9】相談	414
	(1) 相談相手の有無	
	(2)公的相談機関の利用経験	
第	7章 保護者の状況	429
	【1】回答者	
	(1) 婚姻状況	
	(2) 健康状態	
	(3)心の状態	
	(4)朝食をとる頻度	
	(5) 朝食を一緒にとる人	
	(6) 15歳の頃の家族構成	446
	(7) 15歳の頃の(主観的)暮らし向き	
	(8) 成人するまでの体験	
	(9)子供の頃の親の接し方	454

【2】家族	100
(1) 人数	460
(2)高齢・障害の同居家族の有無	461
(3) 頼れる親族・友人の有無	463
(4) 転居経験	
【3】母親のこと	467
(1)職業	467
(2)就労時間	469
(3) 税込収入	470
(4)平日日中以外の勤務状況	
(5) 最終学歴	
(6)最終学校の卒業の有無	476
【4】父親のこと	477
(1)職業	477
(2) 就労時間	479
(3) 税込収入	480
(4)平日日中以外の勤務状況	482
(5)最終学歴	484
(6)最終学校の卒業の有無	486

第1章 調査の概要

【1】調査概要

1 調査の目的

本調査は、子供の生活状況の実態や家庭の状況、生活環境についての意識やニーズなどを 把握し、今後の子供・子育て支援の充実や改善に向けた、施策を検討するための基礎資料と することを目的として実施した。

なお、調査は広島県と連携して実施した。

2 調査対象者

小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者

3 調査方法

学校を通じた配付・回収

調査票は「小学生票」「中学生票」(以下「子供票」と表記)及び「小学生保護者」「中学生保護者」(以下「保護者票」と表記)で構成され、学校を通じて配付した。子供票と保護者票はそれぞれ無記名で記入の上、各々個別の封筒に入れ封かんした後、さらに世帯用の封筒に入れたものを、学校を通じて回収した。

4 調査時期

2017年 (平成 29年) 7月

5 回収状況

		小学5年生の家庭	中学2年生の家庭	
	配付数	266 人	288 人	
子供	有効回答数	255 人	249 人	
	回答率	95.9%	86.5%	
保護者	配付数	266 人	288 人	
	有効回答数	246 人	245 人	
	回答率	92.5%	85.1%	

【2】生活困難の定義について

1 本調査における「生活困難」の定義

- ・子供の生活実態調査(以下「本調査」と表記)では、子供の生活における「生活困難」を、 次の3つの要素から分類している。
 - ① 低所得
 - ② 家計の逼迫
 - ③ 子供の体験や所有物の欠如
- ・「①低所得」は、先進諸国の貧困の測定に最も一般的に用いられ、厚生労働省も用いている指標である。しかし、本調査においては自記入式の質問紙調査であるため、把握できる世帯所得の精緻度が限られている。そこで、所得データを補完するために、「② 家計の逼迫」と「③ 子供の体験や所有物の欠如」に用いられている物質的剥奪指標を用いている。物質的剥奪指標とは、所得データによる貧困率と併せて用いることで、貧困の測定の精緻化が可能であることが、欧州連合などをはじめ国内外の研究より判明している。以下にそれぞれの詳細な定義を示す。

(1) 低所得

・「低所得」とは、世帯所得(勤労収入、事業収入等+社会保障給付)を、世帯人数の平方根で除した値(=等価世帯所得)が、厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」から算出される基準*未満の世帯と定義している。なお、低所得世帯の割合は、世帯所得の把握の方法や、可処分所得ではなく当初所得を用いている点などの違いがあるため、厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」において公表されている「子供の貧困率」(13.9%)との比較はできない。

※厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」(所得は平成 27 年値)の世帯所得の中央値(428 万円)を、 平均世帯人数(2.47 人)の平方根で除した値の 50%である 136.2 万円

(2) 家計の逼迫

- ・「家計の逼迫(ひっぱく)」は、経済的な制約を子供に課し、生活水準を低下させるだけでなく、親の心理的なゆとりや心身的健康状態の悪化を通して、子供に悪影響をもたらす可能性があることと言われている。そこで、本調査においては「家計の逼迫」を、公共料金や食料・衣類の費用などが、家計の中で大きな比重を占めるとともに、これらが家計から捻出できないことにより、基本的な生活水準を保つことが難しいと考えられる状況と定義している。
- ・具体的には、保護者票において、過去1年間に経済的な理由で「電話」「電気」「ガス」「水道」「家賃」などの料金の滞納があったか、また、過去1年間に「家族が必要とする 食料が買えなかった経験」「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」の7つの項目の うち、1つ以上が該当する場合を「家計の逼迫がある」と定義している。

(3) 子供の体験や所有物の欠如

- ・上記(1)と(2)は、世帯全体の生活困難の状況を表すが、子供自身の生活困難を表す 指標として、「子供の体験や所有物の欠如」を用いている。ここで用いられる子供の体験 や所有物とは、日本社会において、大多数の子供が一般的に享受していると考えられる経 験や物品であることとしている。
- ・具体的には、保護者票において過去1年間に「海水浴に行く」「博物館・科学館・美術館などに行く」「キャンプやバーベキューに行く」「スポーツ観戦や劇場に行く」「遊園地やテーマパークに行く」ことが経済的にできない、また「毎月お小遣いを渡す」「毎年新しい洋服・靴を買う」「習いごと(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる」「学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう)」「お誕生日のお祝いをする」「1年に1回くらい家族旅行に行く」「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」ことが経済的にできない、または「子供の年齢に合った本」「子供用のスポーツ用品・おもちゃ」「子供が自宅で宿題ができる場所」が経済的理由のために世帯に無い場合である(全15項目)。これらの項目のうち3つ以上が該当している場合に、「子供の体験や所有物の欠如」の状態にあると定義している。

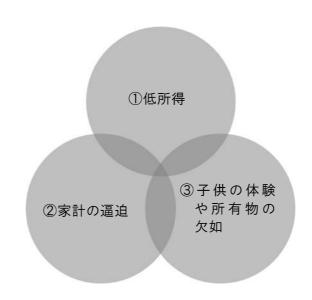
2 生活困難層の定義について

・本調査では、基本クロス集計に用いている「生活困難層」等を、以下の3つの要素に基づいて分類している。

	●等価世帯所得が厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯
①低所得	<低所得基準>世帯所得の中央値 428 万円÷√平均世帯人数(2.47 人)×50%=136.2 万円
②家計の逼迫	 ●経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験などの7項目のうち、1つ以上に該当 1 電話料金 2 電気料金 3 ガス料金 4 水道料金 5 家賃 6 家族が必要とする食料が買えなかった 7 家族が必要とする衣類が買えなかった
③子供の体験 や所有物の 欠如	●子供の体験や所有物などに関する次の 15 項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上該当 1 海水浴に行く 2 博物館・科学館・美術館などに行く 3 キャンプやバーベキューに行く 4 スポーツ観戦や劇場に行く 5 遊園地やテーマパークに行く 6 毎月お小遣いを渡す 7 毎年新しい洋服・靴を買う 8 習いごと(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる 9 学習塾に通わせる(又は家庭教師に来てもらう) 10 お誕生日のお祝いをする 11 1年に1回くらい家族旅行に行く 12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる 13 子供の年齢に合った本 14 子供用のスポーツ用品・おもちゃ 15 子供が自宅で宿題をすることができる場所

【生活困難層(困窮層・周辺層)、非生活困難層】

生活困難層		困窮層+周辺層
	生活困窮層	2つ以上の要素に該当
	周辺層	いずれか1つの要素に該当
非生活困難層		いずれの要素にも該当しない



3 生活困難層の割合とクロス集計について

「低所得」や「家計の逼迫」、「子供の体験や所有物の欠如」のうち2つ以上に該当し、生活困窮層にあると思われる小学5年生の家庭は10.1%、いずれか1つに該当するその周辺層まで含めた生活困難層にあたる小学5年生の家庭は27.5%、同様に中学2年生の家庭は生活困窮層が13.2%、生活困難層が31.7%であった(「生活困難度別クロス集計」)。

生活困難層を世帯の状況別に区分した「生活困難層世帯タイプ別」では、小学5年生のひとり親家庭の35.0%が生活困窮層、中学2年生のひとり親家庭の36.4%が生活困窮層である。

【生活困難度別クロス集計】

区分		小学5年生	中学2年生
生活团]難層	27.5%	31.7%
	生活困窮層	10.1%	13.2%
	周辺層	17.4%	18.6%
非生活		72.5%	68.3%

【生活困難層世帯タイプ別クロス集計】

	生活困難層				非生活困難層	
区分	生活团	习窮層	周辺層		非土/山四無眉	
	小学	中学	小学	中学	小学	中学
	5年生	2年生	5年生	2年生	5年生	2年生
ひとり親の家庭	35.0%	36.4%	25.0%	36.4%	40.0%	27.3%
ふたり親の家庭	7.0%	9.7%	15.9%	16.0%	77.1%	74.3%

本報告書においては、上記のクロス集計結果を中心に分析を行い、世帯タイプ別クロス集計については、特徴のある箇所についてコメントしている。又、図表においては、例えば「小学5年生保護者」を「小5保護者」などと略記している。

【3】児童扶養手当受給者調査について

本市では、上記「子供の生活実態調査」に加えて、児童扶養手当の受給資格を持っている 世帯を対象とした実態調査を実施した(児童扶養手当受給者調査)。児童扶養手当受給者調 査は、「子供の生活実態調査」と併せて分析することで、より具体的な施策に結びつけるこ とを検討するための、基礎資料とすることを目的として実施した。

調査対象者

児童扶養手当の受給資格を持っている方と、その子供のうち小学校6年生、中学校1年生 及び中学校3年生の児童生徒

調査方法

郵送配付・郵送回収

調査時期

2017年(平成29年)7月

回収状況

	保護者	小学生	中学生
配付数	233 人	26 人	54 人
有効回答数	49 人	6人	10 人
回答率	21.0%	23.0%	18.5%

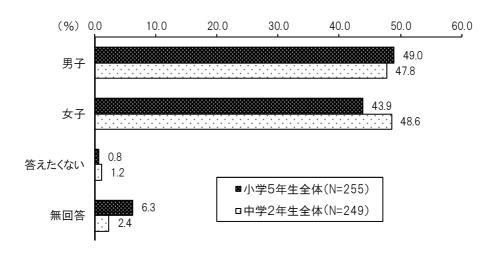
【4】報告書の見方

- 1 集計は小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合がある。
- 2 2つ以上の回答を可能とした(複数回答)質問の場合、その回答比率の合計は 100%を 超える場合がある。
- 3 数表、図表、文中に示すNは、比率算出上の基数(標本数)である。全標本数を示す「全体」を「N」、「該当数」を「n」で表記している。
- 4 図表中における生活困難度別などのクロス集計結果については、該当する属性等の設問に対する無回答者を除いて表記しているため、属性ごとの基数の合計と全体の基数は同じにならない場合がある。
- 5 各設問文の文頭に表記している「保」は「保護者票」、「子」は「子供票」の設問であることを示す。又、設問文はそれぞれ中学生用の文章を採用している。
- 6 図表中においては見やすさを考慮し、回答割合が極端に少ない数値(例:0.0%、0.1% など)は、図と干渉して見えにくい場合などに省略している場合がある。また、複数回答の図表中においては、見やすさを考慮し、回答割合の高い順に並べ替えて表記している場合がある。
- 7 この他、個別に参照事項がある場合は、本報告書の該当箇所に適宜記載した。

【5】回答者の基本属性

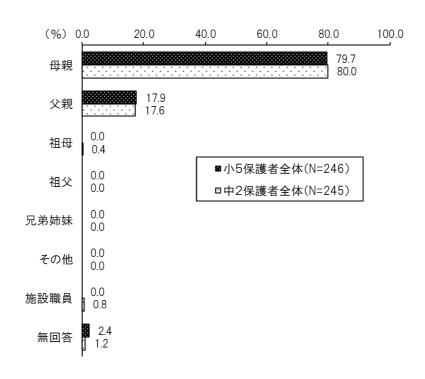
1 子供の性別

子供の性別については、小学5年生、中学2年生ともにおおむね同割合となっているが、 小学5年女子の割合がやや低くなっている。



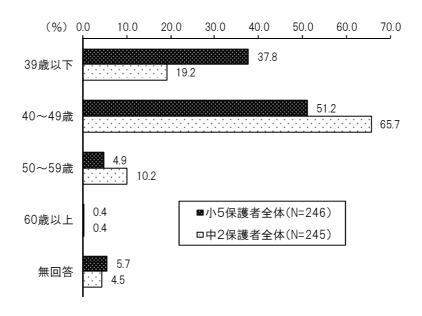
2 子供からみた保護者の続柄

子供からみた保護者の続柄については、小学5年生、中学2年生ともに母親が約8割を占めている。



3 保護者の年齢

保護者の年齢については、小学5年保護者では、39歳以下が4割近くを占め中学2年保護者を大きく上回っており、中学2年保護者では、40~49歳が7割近くを占めている。



4 世帯構成

世帯構成については、「母親」の割合が最も高く、次いで「父親」となっている。この他、祖母、祖父、兄弟姉妹が続いている。

